

鳥取県公報

令和3年3月31日(水) 号外第44号

每週火 · 金曜日発行

			目	ζ
\Diamond	告	示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一音 (163) (県民参画協働課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	B改正 ・・・・・・・・・・・・・・・2
			審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正	E (164) (") · · · · · · · 2
\wedge	举	=	建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正 (165 鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (2) (議	
\Diamond	議会告	小	馬取県俄云旧報公開来例施1] 規程の──前以正(2)(議	後事・伝伤以承珠/・・・・・・3

示

鳥取県告示第163号

平成11年鳥取県告示第642号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次のよう に改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による 開示す	る個開示請求を	開示請求		口頭による	開示する個	開示請求を	開示請求
開示請求を 人情報	の内 行うことが	を行うこ		開示請求を	人情報の内	行うことが	を行うこ
行うことが 容	できる期間	とができ		行うことが	容	できる期間	とができ
できる個人		る場所		できる個人			る場所
情報取扱事				情報取扱事			
務の名称				務の名称			
略	•			略			
家畜人工授		農林水産		家畜人工授			農林水産
精に関する	,,,	部畜産振		精に関する	,,	"	部畜産課
講習会の修 ″	"	興局畜産		講習会の修	"	"	
業試験		<u>課</u>		業試験			
略	•			略			

鳥取県告示第164号

平成12年鳥取県告示第218号(審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について)の一部を次のように改 正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 治

改正前

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

$1\sim5$ 略

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該 会議を開催する日の1週間前までに、次の事項につ いて県民参画協働課、中部総合事務所県民福祉局並 びに西部総合事務所県民福祉局及び日野振興センタ 一日野振興局(以下「県民参画協働課等」とい う。) において閲覧に供するとともに、インター ネットの県のホームページ(以下「とりネット」と いう。) への掲載その他の方法により県民及び報道 し、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他し、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他

$1\sim5$ 略

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該 会議を開催する日の1週間前までに、次の事項につ いて県民参画協働課、中部総合事務所地域振興局並 びに西部総合事務所地域振興局及び日野振興センタ 一日野振興局(以下「県民参画協働課等」とい う。)において閲覧に供するとともに、インター ネットの県のホームページ(以下「とりネット」と いう。) への掲載その他の方法により県民及び報道 機関に対する周知に努めなければならない。ただ│ 機関に対する周知に努めなければならない。ただ やむを得ない場合は、この限りでない。 $(1)\sim(8)$ 略

7~10 略

やむを得ない場合は、この限りでない。

 $(1)\sim(8)$ 略

7~10 略

鳥取県告示第165号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程(平成17年鳥取県告示第481号)の一部を次のように改正し、令和3年 4月1日から施行する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	後		改正	前	
(閲覧所)			(閲覧所)		
第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概			第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概		
要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めると			要書の区分に応じ、それ・	ぞれ同表の右欄に定めると	
おりとする。			おりとする。		
概要書の区分	閲覧所		概要書の区分	閲覧所	
略			略		
tittem title til at a	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		1.11	A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

東伯郡の区域内におけ 倉吉市東巌城町2 る建築物等に係るもの 鳥取県中部総合事務 所環境建築局建築住 米子市糀町一丁目160 境港市、西伯郡及び日 野郡の区域内における 鳥取県西部総合事務 建築物等に係るもの 所環境建築局建築住 宅課

東伯郡の区域内におけ | 倉吉市東巌城町2 る建築物等に係るもの 鳥取県中部総合事務 所生活環境局建築住 境港市、西伯郡及び日 米子市糀町一丁目160 野郡の区域内における 鳥取県西部総合事務 建築物等に係るもの 所生活環境局建築住 宅課

告 議 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 令和3年3月31日

> 喜 和 鳥取県議会議長 藤 縄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県地域づくり推進部県	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略
民参画協働課、中部総合事務所 <u>県民福祉局</u> 又は西部総合事務所 <u>県民福祉局</u> 若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。	

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。